

7 福監第 92 号
令和 8 年 3 月 31 日

福津市監査委員 木村 道也
福津市監査委員 榎本 博

令和 7 年度 定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項による定例監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和7年度 定例監査結果報告書

1 監査の実施

福津市監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を次のとおり実施した。

2 監査対象（17課、1室、1局）

- ◇ 総務部（総務課、人事秘書課、防災安全課、管財課）
- ◇ 市民生活部（人権政策課、男女共同参画推進室、収納課、税務課、市民課、保険年金医療課）
- ◇ 経営企画部（経営戦略課、財政調整課、情報化推進課）
- ◇ 市民共働部（地域コミュニティ課、うみがめ課）
- ◇ 経済産業部（農林水産課、観光振興課、商工振興課）
- ◇ 農業委員会（農業委員会事務局）

3 監査の着眼点

法令に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事務の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、リスクに応じた着眼点等も視野に入れ以下の項目について監査を実施した。

- (1) 随意契約は、地方自治法及び市財務規則等関係法令を遵守し適正に行われているか
- (2) 概算払いに関する事務の執行が適正に行われているか
- (3) 資金前渡しに関する事務の執行が適正に行われているか
- (4) 切手は適切に管理されているか
- (5) 過去の指摘事項について
- (6) 業務効率化について

4 監査の実施方法

本監査は、令和6年度の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事務の管理について、その一部を抽出し、関係資料及び帳簿類等の審査を行うとともに、関係職員に対するヒアリングを実施した。

5 監査の実施期間

(1) 書類審査

令和7年9月12日から令和8年1月30日

(2) ヒアリング

- ① 総務部：令和7年10月28日
- ② 市民生活部：令和7年12月16日
- ③ 経営企画部：令和7年12月23日

④ 市民共働部：令和 8 年 1 月 27 日

⑤ 経済産業部及び農業委員会：令和 8 年 2 月 24 日

6 監査の結果

本監査の結果は、各監査項目に関する総括的な見解を示し、次いで、個別に改善が必要と認められる事項を本報告書の「(2) 事務事業に関する指摘事項」として整理した。

なお、改善等の措置を講じられたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 監査項目に対する見解

① 随意契約について

本監査において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、5 号、6 号、7 号及び 8 号を適用した随意契約の件数を確認したところ、令和 6 年度の契約件数は 238 件であり、このうち同項第 2 号を適用したものは 219 件と、全体の 92%を占めていた。これらの契約の中から 30 件を抽出し、当該契約に係る決算関係書類の写し並びに契約内容及び精算内容が確認できる資料等について監査した結果、概ね所定の手続に従い行われているものと認められた。

しかしながら、同号の適用にあたっては、「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない」ことについて、業務内容や市場状況を踏まえた具体的な検討が十分とはいえないまま、随意契約として整理されている事例が複数認められた。

については、同号を適用するにあたり、以下のとおり見解を示す。

ア 業者選定の公平性及び透明性の確保について

随意契約は、地方公共団体の契約において例外的な手法であることから、その契約にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保が強く求められる。特に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約を行う場合には、契約の相手方が特定されることから、当該事業者を特定する客観的かつ合理的な理由が必要である。福津市の随意契約のガイドラインにおいても、同号の適用にあたっては、当該事業者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能又は困難であるということを誰が見ても納得できるよう具体的に説明できなければならない旨が示されており、当該事業者のみが履行可能であるとする理由、いわゆる唯一性を明確にすることが求められている。しかしながら、本監査で抽出した契約事案の中には、特定事業者しかその目的を達成することができない理由が十分でなく、説明によっては、競争入札の検討が可能と受け止められかねない事案が散見された。

競争入札を原則とする地方公共団体の契約制度の趣旨を踏まえ、同号を適用する場合はより慎重な取扱いのもと、契約手続の適正性の確保に努められたい。

イ 予定価格の適正性について

随意契約においては、契約の相手方が特定されることから、市の不利益とならないよう、

予定価格の設定についても一層の適正性が求められる。

本市の契約において、システム関連業務など特定の業者と随意契約を行い、当該業務を継続している事例が多く見受けられる。本監査において抽出した契約案件について確認したところ、所管課が予定価格を積算するために徴取した参考見積書の金額と契約金額が同額であり、かつ参考見積を提出した事業者と契約事業者が同一だったものが相当数認められた。これらの契約の多くは、業務の性質上、特定の事業者でなければ契約の目的を達成し得ない理由を有しているものの、随意契約は競争の原理が働きにくく、特に同一事業者と契約を継続する場合に契約額が高止まりするおそれがあることに留意していただきたい。

情報化担当部署においては、S E等の人件費単価に関する調査が実施されていることから、これらの情報を共有するとともに、可能な限り市場価格や類似業務の取引事例を参考にするなどして、当該見積内容の妥当性についてより主体的に確認を行われることを期待したい。

ウ 福津市随意契約のガイドラインの遵守について

随意契約の適用にあたっては、市のガイドラインの趣旨を十分に踏まえ、慎重に運用される必要がある。特に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する場合には、その事業者しか選定できないという唯一性について十分に検討することにより、契約の適正性及び当該事業者と契約することの合理性を説明できるよう、その考え方を改めて関係部署において共有されたい。

【表-1】 随意契約

(件数)

部署名	地方自治法施行令第167条の2第1項					計
	2号	5号	6号	7号	8号	
総務部	60	9	2	0	3	74
総務課	15	7	0	0	0	22
人事秘書課	22	0	2	0	1	25
防災安全課	4	2	0	0	0	6
管財課	19	0	0	0	2	21
市民生活部	30	1	0	1	0	32
人権政策課	2	1	0	0	0	3
男女共同参画推進室	0	0	0	1	0	1
収納課	1	0	0	0	0	1
税務課	17	0	0	0	0	17
市民課	6	0	0	0	0	6
保険年金医療課	4	0	0	0	0	4
経営企画部	50	0	0	0	0	50
経営戦略課	0	0	0	0	0	0
財政調整課	1	0	0	0	0	1
情報化推進課	49	0	0	0	0	49

市民共働部	23	0	0	0	0	23
地域コミュニティ課	1	0	0	0	0	1
うみがめ課	22	0	0	0	0	22
経済産業部	56	3	0	0	0	59
農林水産課	30	3	0	0	0	33
観光振興課	8	0	0	0	0	8
商工振興課	18	0	0	0	0	18
農業委員会	0	0	0	0	0	0
計	219	13	2	1	3	238
構成比	92.0%	5.5%	0.8%	0.4%	1.3%	100.0%

② 概算払いについて

概算払いは、債権者にあらかじめ概算的な金額を支出し、後に金額が確定した段階で精算を行う方法であり、市財務規則においては、債権者は支払い終了後、証拠書類を添えて速やかに会計管理者に精算書を提出しなければならない旨が記載されている。

本監査において審査した概算払いの件数は全体で119件、このうち旅費に関するものが47件、補助金及び交付金（以下「補助金等」）に関するものが72件であった。

旅費について、旅行終了日から精算までに要した日数は「翌日以内」が9件、「7日以内」が30件、「8日以上」が7件、「その他」が1件となっており、1週間以内に8割以上が適正に処理されていることが確認された。一方で、精算までに2週間以上を要している事例も散見されることから、全体として、より一層の迅速な処理に努められたい。

【表-2】概算払い（旅費）

現金受領日から支払日までの日数	件数	構成比	旅行終了日から精算日までの日数	件数	構成比
① 翌日以内	26	55.3%	① 翌日以内	9	19.2%
② 7日以内	13	27.7%	② 7日以内	30	63.8%
③ 8日以上	7	14.9%	③ 8日以上	7	14.9%
④ その他	1	2.1%	④ その他	1	2.1%
計	47	100.0%	計	47	100.0%

※その他は、現金受領後に全額返還されたもの

補助金等について、本市では当該年度内に精算を行い、返還金が生じた場合は翌年度に過年度収入として処理されている。しかしながら、今回の監査において、年度内に精算を行わず、翌年度に精算処理を行っている事例が1件認められた。会計年度独立の原則に照らせば、年度を越えて精算が行われることは、歳入歳出の帰属年度を不明確にするおそれがある。今後は当該年度内に精算を完了させるよう事務処理の徹底を図られたい。

③ 資金前渡しについて

資金前渡しは、職員に概算的な金額を支出し、職員がその中から債権者に支払う方法であり、概算払いと同様に資金前渡職員は支払い終了後、証拠書類を添えて速やかに会計管理者に精算書を提出しなければならない。

本監査において提出された資金前渡しの件数は54件で、このうち、市長交際費及び駐車場使用料は月単位で管理され、当月末若しくは翌月当初に精算が行われている。これらを除く不定期に支出された前渡資金の件数は30件で、支払事務終了後1週間以内に精算が行われたものは27件(90%)であった。市財務規則に明示的な精算期限の定めはないものの、概ね速やかな精算が求められる趣旨に沿った迅速な処理がなされていることが認められる。

一方で、精算に至るまでの前渡資金の管理については、即時使用を除けば、職員個人に委ねられている事例が多く、管理体制の面で検討の余地があると考えられる。

資金前渡職員は、公金を一時的に管理する立場にあり、厳正な管理義務を負うとともに、会計責任を伴うことから、前渡資金の受領から保管、精算に至るまでの事務について、内部牽制の確保や管理方法のマニュアル化など、より適正な管理体制の構築に努められたい。

【表-3】 資金前渡し

現金受領から支払いまでの日数	件数	構成比
翌日以内	15	50.0%
7日以内	9	30.0%
8日以上	6	20.0%
計	30	100.0%

支払い完了から精算までの日数	件数	構成比
翌日以内	14	46.7%
7日以内	13	43.3%
8日以上	3	10.0%
計	30	100.0%

※市長交際費及び駐車場使用料を除く

【表-4】 資金前渡し

受領した現金の確認体制について	件数	構成比
常に複数人で対応している	14	46.7%
一人に対応する時もある	7	23.3%
一人に対応している	9	30.0%
計	30	100.0%

前渡資金の管理について	件数	構成比
管理職が保管している	1	3.3%
資金前渡職員が保管している	10	33.3%
即時使用等のため現金保管はない	11	36.7%
その他	8	26.7%
計	30	100.0%

④ 切手等の管理について

切手等の金券類については、使用時期に応じて必要な数量を調達し、年度内に使い切ることが基本であることを踏まえ、その使用状況を審査したところ、切手を取り扱っている部署の多くが年度末時点で保有し次年度に繰り越している状況であった。業務の性質上、新年度早々に使用する必要がある場合や年度を跨って使用せざるを得ない場合など、やむを得ない事情が認められるものの、当該年度に必要な数量を適正に見極め、可能な限り過剰な保有が生じないように努めることが重要である。

また、受払簿に関しては、日付、所属・職員名、受払いごとの残数などの項目は設けられ

ているものの、ほとんどの受払簿について使用目的の項目欄が設けられていない。受払簿は単に金券類の在庫管理を行うためのものでなく、適正な管理のもと誰が、何の目的で、何枚使用したかを明確にすることに重きをおくべきであり、その取り扱いは現金と何ら変わるものではない。この点について、改めて共通認識をもったうえで、管理の徹底を図られたい。

⑤ 過去の指摘事項に対する改善状況について

過去の指摘事項については、概ね改善等に向けた取組みが行われていることが確認された。

⑥ 業務効率化について

本監査において、過去3年間の時間外勤務時間の実績を基に、その削減に向けた取組状況についてヒアリングを実施し、業務効率化の現状を確認した。

時間外勤務時間の削減に向けた主な取組みとしては、業務手順のマニュアル化や関係規程の整備、業務分担の見直し、職員の意識改革など、各課における独自の取組みが行われているほか、業務委託や短期会計年度任用職員の活用なども行われている。また、一部の業務においてはRPA等のデジタル技術を活用し、作業時間の短縮を図る取組みも進められており、令和6年度には60以上の実務に導入され、従来要していた作業時間が大幅に改善された事例も多く認められた。引き続き、さらなるデジタル技術の活用による業務改善が期待される。

一方、時間外勤務時間については上限を明確に設定している部署は少なく、国等の制度改正や補助事業等への対応、または選挙事務や災害対応などの影響で一時的に業務量が増大することが目標値を設定しづらいものとしている。業務効率化の効果は、最終的には時間外勤務の縮減として現れるものであり、その効果を客観的に把握するには何らかの指標設定が必要である。この点については、特定事由による時間外勤務と通常業務に係る時間外勤務を区分して把握・分析することにより、先の取組事例の効果がより明確になるとともに、目標値を設定することによって、業務改善の進捗状況を可視化し、更なる業務改善を促すことも期待できる。今後は、各部署における業務の特性を見極め、具体的な指標等を設定するなど、勤務状況の見える化に努め、業務効率化を推進されたい。

(2) 事務事業に関する指摘事項

【総務課】

① 公印の使用について、福津市公印規則に基づいて適正に手続が実施されているが、同規則には公印使用時の管理簿等に関する規定が設けられていないため、いつ、誰が公印を使用したのかを客観的に確認することが困難な状況にある。このため、公印の適正な管理及び事後的な検証を可能とする観点から、使用状況を客観的に確認できる体制の構築について検討されたい。

② 市は財務規則で定めた「随意契約の限度額」を超える契約案件を公表するとしているものの、当該規定に該当するにもかかわらず公表されていない契約案件が散見される。このため、公表事務を取りまとめている部署として、関係部署との情報共有や確認体制を徹底し、公表漏れがなく行われるよう留意されたい。

【人事秘書課】

- ① 市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。
- ② 債務負担行為の契約案件について、市財務規則では経営企画部長の合議を経ることが必要とされているところ、当該部長の合議が確認できないまま、専決処理がなされている事例が認められた。今後は、必要な合議を経た上で決裁手続が行われるよう、適正な事務処理に努められたい。

【防災安全課】

- ① 事務文書について、次のような事例が散見されたので、事務の執行が適正かつ正確に行われるよう事務処理を改めること。
 - ア 契約書等の記載内容が適切とはいえないもの
 - イ 請求書に記載されている契約年月日及び担当課名が異なっているもの
- ② 市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。

【管財課】

- ① 福津市公共施設包括管理業務委託について
当該業務のうち産業廃棄物の収集運搬及び処理について、市は、当該包括管理事業者（以下「包括事業者」）並びに包括事業者が選定した収集運搬事業者及び処理事業者（以下「各事業者」）との間で、4者による覚書を締結している。さらに、排出事業者である市は、各事業者との間で収集運搬及び処理業務に関する委託契約を締結している。これらの委託契約においては、市と各事業者が発注者及び受注者の関係にあり、それぞれの契約書には市が委託料を支払う旨が規定されている。
一方、覚書においては、各事業者が履行した業務に対する対価を包括事業者が各事業者を支払い、その相当額を市が包括事業者を支払う取扱いとされている。このため、委託契約書と覚書との間で、対価の支払主体に関する整理が十分であるとは言い難く、仮に包括事業者が債務を履行しない場合は、市が最終的に当該委託料を負担することとなるおそれがある。
したがって、支払責任の所在についてより明確となるよう、委託契約書及び覚書の内容について整合性を図るとともに、必要な見直しをされたい。
- ② 債務負担行為の契約案件について、市財務規則では経営企画部長の合議を経ることが必要とされているところ、当該部長の合議が確認できないまま、専決処理がなされている事例が認められた。今後は、必要な合議を経た上で決裁手続が行われるよう、適正な事務処理に努められたい。

【男女共同参画推進室】

福津市女性電話相談業務について

本件契約は、随意契約とした根拠法令を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号としているが、競争入札に付した場合と比較して有利であるとする具体的な理由について、決裁文書上、十分な説明が記載されているとは認められない。当該業務を履行できる事業者の選定理由については一定の妥当性がうかがわれるものの、記載内容からは客観的根拠が明確であるとは言い難いことから、具体的かつ客観的な理由を明確に記載し、より一層の透明性の確保に努められたい。

【収納課】

切手について、年度内に購入したものの当該年度中に使用されていないものが散見された。今後は、年度中における必要数量を適正に見極めた上で購入を行い、可能な限り過剰な保有が生じないよう適正な管理に努められたい。

【市民課】

切手について、年度内に購入したものの当該年度中に使用されていないものが散見された。今後は、年度中における必要数量を適正に見極めた上で購入を行い、可能な限り過剰な保有が生じないよう適正な管理に努められたい。

【保険年金医療課】

- ① 債務負担行為の契約案件について、市財務規則では経営企画部長の合議を経ることが必要とされているところ、当該部長の合議が確認できないまま、専決処理がなされている事例が認められた。今後は、必要な合議を経た上で決裁手続が行われるよう、適正な事務処理に努められたい。
- ② 本監査で抽出した業務に関して、当該業務に係る履行確認について審査したところ、監督職員と検査職員が同一の職員となっている事例が認められた。本市の財務規則においては、監督職員と検査職員は兼ねることができない旨が規定されていることから、今後は規則の趣旨を踏まえ、適正な職務区分のもとで事務処理を行われたい。

【財政調整課】

福津市公会計財務書類作成支援業務について

本件契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約が締結されているが、業務内容からみて、当該事業者でなければ履行できないとする合理的な理由が必ずしも明確とは言い難い。また、同一業者との契約が継続している点を踏まえ、その必要性について具体的かつ客観的な理由を整理するとともに、業務内容に応じて競争入札の導入可否を検討するなど、契約の公平性及び透明性の確保に努められたい。

【情報化推進課】

市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。

【地域コミュニティ課】

郷づくり交流センター照明 LED 化工事について

本件工事は LED 化を目的として入札により発注されたものであるが、契約後の現地調査により数量変更が生じている。当該変更内容は、事前調査により把握し得た可能性も否定できないため、当初設計における調査の精度について検証が必要と考えられる。また、設計数量は入札予定価格の基礎となるものであり、入札の公平性確保の観点からも設計精度の向上に努められたい。

【うみがめ課】

公設分別ステーション容器・資源ごみ運搬業務について

本件契約は、契約金額が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約の範囲を超えているにもかかわらず、同項第 2 号を根拠として随意契約により締結されている。しかしながら、複数の事業者から見積書を徴収し、最低価格者と契約していることからすれば、価格競争は実質的に成立しているものと認められる。前出のとおり同項第 2 号は、契約の性質又は競争入札に適しない場合に限り例外的に随意契約を認める趣旨の規定であると解されるため、本件のように競争が可能な場合は、競争入札の導入可否について検討するとともに随意契約の適用が妥当であったかについて改めて検証されたい。

【商工振興課】

福津市ワンストップ特例申請オンライン受付管理システム保守・運用業務について

本契約書には、「期間満了の一ヶ月前までに発注者又は受注者の何れからも本契約を継続しない旨の通知がないときは、本契約は同一条件で更に一年間継続する」と記載されている。しかしながら、地方自治法第 232 条の 3 において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されている。この規定の趣旨は、毎年度の予算の議決を前提として適法に締結されるべきものであることを明らかにしたものと解する。したがって、契約の更新にあたっては、毎年度の予算措置及び適正な契約手続を経たうえで、契約を締結する仕組みとするように契約条項の見直しを検討されたい。

【農林水産課】

① 市財務規則で定める限度額を超えて随意契約とした案件が、市のホームページに公表されていないものが認められる。このことについて、確認作業の徹底を図り適正な事務処理に努められたい。

- ② 本監査において抽出した補助事業について、当該年度内に実績報告書が提出され補助金額が確定したにもかかわらず、概算払いとして支出している事例が確認された。福津市農林水産業事業補助金交付要綱に概算払いの規定が設けられているものの、概算払いは、確定前に資金交付を行う支払方法であり、最終的には精算処理を要するものであることから、補助額が確定している場合においても当該方法を採用する合理性について、事務処理の効率化の観点も踏まえ、改めて検証されたい。

【観光振興課】

福津市海岸清掃（重機清掃）業務について

本件契約は、仕様書において海岸清掃機械を指定していることから、当該特定機械を保有する事業者が一者に限られるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約により契約が締結されている。しかしながら、設計書においては汎用性のある機械を使用することを前提とした積算構成となっており、特定機械の使用を前提とする費用は計上されていない。この点について、本件業務が必ずしも特定機械でなければ履行できない内容であったのか、競争入札の実施が不可能であったのかについて、十分な説明がなされているとは言い難い。

随意契約が地方公共団体の契約において例外的な手法であることを踏まえ、設計書と仕様書の整合を図るとともに、随意契約によらなければ契約の目的が達成できないとする合理的な理由について、改めて整理・検証されたい。

【農業委員会】

本監査で抽出した業務に関して、当該業務に係る履行確認について審査したところ、監督職員と検査職員が同一の職員となっている事例が認められた。本市の財務規則においては、監督職員と検査職員は兼ねることができない旨が規定されていることから、今後は規則の趣旨を踏まえ、適正な職務区分のもとで事務処理を行われたい。